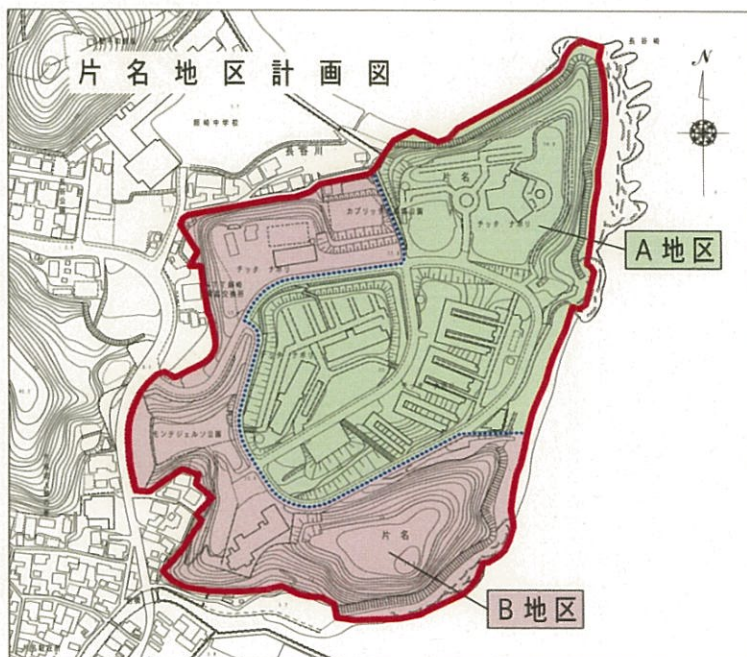


# 皆さんの手でまちづくり

(知多都市計画片名地区計画)

南知多町は、図に示す区域を自然景観を生かした良好な居住環境の維持・保全と適正かつ合理的な土地利用の形成を図るため、次の事項を主な内容とする「片名地区計画」を都市計画決定しています。

- ① 地区施設の配置及び規模
- ② 建築物の用途の制限
- ③ 建築物の敷地面積の最低限度
- ④ 垣または柵の構造の制限
- ⑤ 建築物の意匠の制限
- ⑥ 建築物の壁面の位置の制限



この決定に伴い、地区内で土地の区画形質の変更、工作物の建設等の行為をする場合、着手する30日前までに所定の事項を町長に届け出る必要があります。

また、地区計画の内容が建築確認申請の基準となり、これに違反すると建築物制限条例により処罰されます。 **《住み良いまちづくりにご協力ください。》**

比較的規模の小さな地区を対象として、地区内の道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・意匠・敷地に関する事項、その他土地利用の制限に関する事項を総合的、一体的に都市計画として定め、これに基づき地区内の開発行為等を誘導・規制することにより、良好な市街地の形成または、保全を図ろうとするものです。

## 「地区計画制度とは」

区域	大字片名字浜山、田尻、蛭子の全部及び於更、長谷の一部
面積	約11ha
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

片名地区計画（南知多町告示第42号平成元年8月11日）  
知多都市計画片名地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年12月19日条例第19号）

## 片名地区計画区域内の建築物に関する制限

		地区の細区分	名称	A地区	B地区	
			面積	約5.4ha	約5.6ha	
地区整備に関する計画	建築物等に關する	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。			
			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 共同住宅</li> <li>3 公衆浴場及び水泳場</li> <li>4 巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>5 店舗、飲食店、事務所、その他これらに類する用途に供するもの</li> <li>6 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く)</li> <li>7 ホテル又は旅館</li> <li>8 前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 共同住宅</li> <li>3 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの</li> <li>4 老人ホーム、保育園、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの</li> <li>5 診療所及び病院</li> <li>6 巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>7 店舗、飲食店、事務所、その他これらに類する用途に供するもの</li> <li>8 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く)</li> <li>9 ホテル又は旅館</li> <li>10 前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>		
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡		—	
		垣または柵の構造の制限	垣または柵は生垣とする。ただし、管理施設、スポーツ施設等においては、この限りではない。			
		建築物の意匠の制限	屋根の色彩はレンガ色、外壁は白を基調とし、健全な住宅地にふさわしいものとする。			
		建築物の壁面の制限	<p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5m以上、隣地境界線から外壁等までの距離は1.0m以上とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分</li> <li>2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内の建築物又は建築物の部分</li> <li>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下の建築物又は建築物の部分</li> </ol>			

※ 区域、地区の細区分及び地区施設の配置は計画図に示すとおり。